

違憲条約の効力

—条約締結手続の法理から—

杉江栄一

はしがき

- 一、違憲条約の効力にかんする学説
- 二、条約承認権の歴史的展開
- 三、違憲手続による条約の効力
- 四、憲法を変更する条約の締結手続とその効力
- 五、違憲条約を無効とするとの国際法的意味

はしがき

憲法と条約が相互に抵触した場合、何れの効力が優先すべきであるかという問題は、国内法の国際法との交叉点 meeting point における問題の中心である。この問題は、時には国際法と国内法との関係をめぐる法理論的ないし法概念的な問題として、すなわち国内法優位か国際法優位か、あるいは一元的併列かという観点から烈しい論議の対象となってきた。また時には、各国の憲法規定の解釈をめぐる法技術的な問題として、従来からしばしば論ぜられてきた。こうしたさまざまの観点から、少なからぬ論争が発生したし、しかも今日なお学説上の対立が解消していない。

しかし、ここでこれらの学説を細かく観察することは避けたい。というのは、これらの学説の観点が極めて多岐にわたりており、したがって基本的な観点を定めずに無原則的に網羅してみても無意味だと思うからである。また一定の視点を設定することは必要であるが、その場合、この問題を国際法と国内法との関係をめぐる法概念的な側面からだけ論することは、かえつて無用な混乱をまねく場合が少なくなく、問題の解決に必らずしも有益であると思われない。むしろ憲法と条約との効力関係は、現実には実定法上の問題である。だから、実定法に先行して、国内法なり国際法なりの法概念を通して論理的に帰納される順位（国際法優位か国内法優位か）から問題を決定しようとすると態度は避けるべきではないか。やはりこの問題は、実定法上の問題として、特にその歴史的な発展にそくして検討することが必要だと思う。そしてそこから、現在の国際法秩序と国内法秩序をつらぬく一般的原則を探り出すべきである。

この問題については、既に多く論じられていることではあるが、右の視点から、小稿では、従来の議論を概括的に整理しつつ、若干の疑問を提出したい。

一、違憲条約の効力にかんする学説

違憲条約には、その違憲の性質について、二つの異った場合のあることがひろく認められてくる。第一は、条約の締結形式が憲法の規定する条約締結手続に違反する場合である。それは、条約の形式的合憲性 *constitutionalité ext-rinseque* が問題となつてゐる場合である。それは、条約の内容が憲法の規定内容に牴触する場合である。それは、条約の内容的合憲性 *constitutionalité intrinseque* が問題となつてゐる場合で、内容的違憲条約である（シアイエによる区別）⁽¹⁾。このように二つの場合が区別されるが、何れの場合にも、条約が憲法に違反すること、あるいは二つの法規範が相牴触することに変りはない。特に国家の主体的な立場からみれば、かか

る条約は何れも違憲の条約であつて、違憲性の相異といふことで区別すべき理由はない。ただ、従来からこゝした区別の立てられたことを考慮するなら、論証の順序として、一応論理的な区別をしておくことが便利であろう。次に、違憲条約の効力についても、二つの場合が考えられる。一つは、違憲条約が国際関係において有効であるか、つまり国際法として国家を拘束する効力をもつか否かという問題である。今一つは、国内法秩序において効力をもつか否かという問題である。前者を違憲条約の国際法的効力、後者をその国内法的効力の問題といえよう。条約の効力を国際的・国内的に区別することには難点がある。しかし問題の整理に便利であることを考慮して、一応一般的な区別にしたがつておくことにする。

1) P. Chailley, *la Nature Juridique des Traité Internationaux selon le Droit Contemporain*, 1932, p. 240.

むしろや、1)の異つた違憲条約の効力については、学説はかなりあしめ一致してゐない。またその違憲性が手続きに関するものと内容に関するもの、その国際法的効力と国内法的効力について学説は多岐にわたつてゐる。特に手続き的違憲条約の国際法上の効力については、有効説と無効説が対立する。以下これらの点を一通りみておきたい。

まず、条約の規定が憲法の内容に反する場合、その国際法上の効力を否定する説は絶無といつてよいであろう。すなわち、国際法学の領域では、条約義務を免れるために、国家は憲法上の条項を援用しえないという原則がひろく認められてゐる。「国家は現行の国際法または条約によつて課せられた義務を回避する目的をもつて、他国に対しその憲法を援用することができない」とする常設国際司法裁判所の判例⁽¹⁾、あるいは、国際条約が手続上の要件を充足して(手続上の要件が何であるかについては後述する)正式に成立した以上、それが一方の締結国にとって「明白に違憲」であることが判明しても、直ちに無効とならず、他の締結国の同意がないかぎり国家は条約上の拘束を免がれ、またその条項を変更しえないとする「条約の効力に関するロンドン宣言」などがしばしば援用されてゐる。また、この原

則とはやや異なるが、条約がひとたび有効に締結された場合には、その履行を確保するために必要な変更を国内法に加えるべきことは自明の原則であるとして、一そく強く違憲条約の効力を主張する見解もある（違憲条約にもとづく国内法変更義務^(四)）。何れにしても内容的違憲条約の国際法的有効性は、学説・判例共にひろく承認されているとみてよじであろう。この領域では「国際法は国内法を破る」というのが一般的原則である。

右の原則が全く論争の余地のないものであるかとじう点については、私はかなり疑問に思う。しかしこの点は、後に詳論したい。次に、内容的違憲条約の国際法的有効性が仮に争えないとしても、その国内法秩序における効果については学説上の対立がある。条約の効力を国際的な側面と国内的な側面に分ける考え方を承認するならば、国際法上有効に成立している違憲条約の国内法的効力が、国際法的効力とは別個の問題として争われるには、論理上やむをえない。もとも私は、条約の国際法的効力と国内法的効力との分離を認めるに賛成しないが、この点について小稿では必要なかぎりでふれたいと思う。ただここでは、次のことだけを指摘しておきたい。違憲条約の国際法上の有効性を承認しながらその国内法的効力を否認することは、単に条約処理の上で実際上の困難が避けられないだけでなく、国家は条約義務を履行するためには、内法的効力否認の根拠となつてゐるのは、正に憲法であると同時に、国家機関に条約締結を授權するのもまた憲法だからである。

11) Publication of P. C. I. J. series, A/B, No. 44, p. 24.

11) 例えば、田畠茂二郎「違憲条約の国際法的効力」（「国際法・国際政治の諸問題」、昭三〇所収）、一又正雄「憲法と条約」公法研究第五号など。なお、「条約法」に関するハーヴィード草案第二十三条も、次のように規定する。「条約自身の中に別段の規定ある場合をのぞき、国家は、国内法のなんらかの規定あるいは規定の欠除を理由として、条約上の義務の不履行を正当づけることをやめなよ」、Harvard Research in international law, Draft Convention on the law of Treaties, A. J. Supp.; 1935, p.

1029.

四、常設国際司法裁判所、一九二五年二月二十一日の意見、一又前掲論文。

次に手続上の違憲条約についてである。順序として、手続的違憲条約の概念を明らかにしておこう。

条約が成立するためには、国家間の合意が必要である。この合意を確保するための手続として、全権委員による署名、条約締結権者による批准書の交換・寄託等の方法がある。また特殊な条約には、特殊な条約締結手續を定めることもできる（例えばILO条約）。これらの手続に、画一的な方式があるわけではないが、そのいずれか、またはいずれかの組み合わせによって、国際法上条約が成立する。これは、国際法上の条約締結手續である。条約が合意にもとづくものである以上、合意の確定手續である国際法上の手続要件を満たさなければ、条約は有効に成立しない。しかし、ある条約が署名だけで成立するのか、それとも署名および批准を必要とするのかということ、すなわちある条約を締結するに必要な国際法上の手続要件が何であるかということは、条約それ自体によって定まるのが原則である（批准条項）。だから右の手続要件は、国際法上の問題であって、国内憲法の規定と直接の関係はない。ところが今日では、条約の締結に関して、国際法上の手続のほかに、通常国内的な手續が課せられている。特に執行府の条約締結権の行使に対して議会の承認を条件とする方式が一般的である（スイスの場合のように、連邦議会が締結権をもつなどの例外もある）。これは、アンシャン・レジーム下において、条約締結が元首（君主）の専権的事項であったものが、市民的政治体制の下で、次第に条約締結に対する議会の統制という手續上の制限を課するようになつた結果である。もとよりこの手続の内容は、各國において一様ではない。^(五)しかし何らかの形で、各國が条約締結のための國內的手続を憲法上規定している点に変りはない。しかもその中心は、執行府の条約に対して議会の承認を条件とする方式である。以上条約締結においては、国際法上の手續と国際的手段とが二重に存在する。そして手続的違憲条約と

は、国内憲法の要求する手続に反して締結された条約、特に議会の承認を欠いて締結された条約である。

さて、手続的違憲条約、特に議会の承認を欠く条約の効力については、古くは国際法上有効だと主張されていた。例えば、絶対主義の時代から条約は君主＝元首（したがつて執行府）の意思だけで締結されてきたのであって、条約締結に対する国内的承認の制度が付加されたとしても、このことは右の慣行を変更する証明にはならないとするアンチロッヂの見解は、その代表的なものである。^(六) アンシャン・レジームの時代には、条約は執行府の首長たる元首＝君主の権限においてのみ締結されていた。その後市民的政治体制の確立とともに、条約締結に対する議会の承認の制度が次第にゆきわたったとしても、先の国際的慣行に変化はなく、条約はやはり執行府かぎりで有効に締結されるものとすれば、国内的承認という議会の行為は、条約の成立に無関係な行為ということになる。これは、右の見解からくる論理的な結果である。国内的承認は、国際法的な意義をもつ行為ではない。とすれば、それは国内的な意義しかもちえないであろう。ところがこうした見解は次第に認められなくなつてきているように思われる。国内的承認は、國內的な意義をもつと同時に、国際法的な意義をもつ行為ではないのか。すなわち、条約締結に対する国内的承認の手続きは、条約が国際法上有効に成立するために必要にして不可欠な手續であるとするのが最近の趨勢である。換言すればこの問題は、条約が有効に成立するため、前述した国際的・国内的の二重の条約締結手續を同時に充足する必要があるのか否かという問題である。条約は、国際法上の手續だけで成立するのか、それともそれだけでは有効に成立しえず、国内的な手續要件をも充足しなければならないか。この設問に対し、最近の傾向は後者を選択する。そしてこの立場に立つならば、条約成立のために充分ではないが不可欠な手續要件を充たしていない手續的違憲条約は、国際法上当然に無効であるといわざるをえない。現在では、手續的違憲条約の無効性は、かなり広く認められているといつてよいであろう。^(七)

しかば、条約締結のための国内的手続きが条約の成立にとつて不可欠な要素であるといふことの根拠は何であるか。今もし国内的手続きが、条約を国内的に実施するための手続きにすぎないならば、それが条約成立要件にならぬことは明白である。すなわち、一たん条約が締結されたならば、その条約の内容によつては、国家は条約上の義務を履行するために、条約を国内的に執行する必要の生ずる場合がある（条約の国内的執行または国内法化）。議会の承認という国内憲法上の要件が、こうした条約の国内的執行のために課せられているものならば、それは国際法とは無関係であるだけでなく、条約の国際的な成立要件とも無関係である。だが果してそうであるか。そうだとすれば、手続き的違憲条約、特に議会の承認を欠く条約は、国際法上の手続き要件を充たすかぎり有効に成立しており、ただその国内的執行が妨げられるにすぎない。さらにこの場合、国家は国際法上有効な条約から発生する義務を事实上履行できないという結果を招くことになる。このような困難は別としても、この考え方には現実の法感情からも承認できない面が少くない。条約が締結されるためには、国家の条約締結意思が正式に成立していなければならぬ。国家意思のないところに条約の締結される余地はない。議会の条約承認手続きは、こうした国家意思形成のために必要な手続きだといふべきではないか。そうであるならば、議会の承認権は、条約締結そのものに対する議会の参加を意味する。条約締結の国内的手続きは、単に国内的承認だけを意味するのではなく、同時にかかるいは本来的に、条約締結のための国家意思形成手続きである。このことが証明されるならば、手続き的違憲条約の無効性が証明されるわけである。

右の点に関する証明は、二つの方向からなさるべきであると思う。一つは、各憲法の歴史的な発展の中で、条約承認権が果して国家意思形成手続きたる性質をもつてきたかといふ方向から。今一つは、国際法の理論の側面から同じことがいえるかといふ方向から。まず次節で、前者の問題から検討しよう。

五、例えば Visscher は、条約締結方式に関する憲法の規定を次のように分類している。

(1) 条約締結を執行府の排他的権限とするもの、——日本憲法、ドイツ第三帝制、エチオピア、サン・マリノ、サウジアラビア、イエメン、ヴァチカン。

(2) 執行府の権限とするも、一定の条約について、その国内実施に国会の同意を要し、その面からコントロールを加へるもの、——イギリス、ベルギー一八三一年憲法。

(3) 一定の条約を、執行府が立法機関の同意の下に締結するもの、——フランス、その他この例は非常に多く。

(4) やぐての条約を、執行府が上院の同意の下に締結するもの、——アメリカ（但し、大統領がよりや締結される executive agreement が広く認められる）。

(5) すべての条約を立法機関全部の同意の下に締結するもの、——一九二一年オランダ、日本国憲法。

(6) 立法機関そのものに条約締結権を認めるもの、——ペイペ、ソガヒュ（Paul de Visscher, *Dela Conclusion des Traités Internationaux*, 1943. pp. 23~130）また B. Mirkine-Guetzvitch も、条約締結に対する議会の参加のシステムによつて、六つのグループに分類しうる。Droit constitutionnel International、邦訳「國際憲法」九七〇頁。

c' D. Anzilotti, *Cour de Droit International*, I. なお田畠前掲論文参照。

セ、原眼的無効論については、田畠前掲論文、Triepel, P. Visscher, W. Schukking, A. D. McNair, 立作太郎などによて系統的に述べられてゐる。最近のわが国では、田畠良一「國憲法」117頁、高野雄一「条約と憲法」中、国家学会雑誌第七二巻・第八号などがある。

11. 条約承認権の歴史的展開

条約締結に対する議会の承認権の性質の国内憲法における発展は、論理的には三つの段階に分けられると思ふ。

a、承認権そのものの存在しない段階

前述のように、アンシャン・レジームにおいて、条約締結は、排他的かつ専権的に君主=執行権に属してゐた。されば、立法・司法・行政を含む一切の権能が君主に帰属するとの表現であると同時に、君主すなわち国家であるとの政治的帰結でもあった。だからこの体制では、議会の承認権そのものが存在しない。条約は本質的に国家=君主

間の政治的契約である。君主の意思は国家の意思であり、条約は、他に何の制約もなく君主がぎりで締結された。また君主のみが条約に利害を有し、それは国民の利害とは無関係であった。したがつて条約は、国家＝君主のみを拘束した（国際法的効力）。そして君主は、条約義務を履行するため国内法を変更する自由を、完全にその手中に保持していた。かくて条約の効力が国内法秩序において問題となる余地はなかった。⁽¹⁾ ただ国際慣習法は別である。イギリスでは、「国際法は英國法の一部である International law is part of the law of the land」という原則が古くから確立していた。⁽²⁾ しかし条約について承認の不存在は、国際的にも国内的にも君主の專制を許してじたのである。

市民的革命を迎えるとする時期においても、条約締結を執行府の排他的権限とし、それへの国民の関与を拒否する思惟はなくならなかつた。ロックは、連合権 federative power を、執行権から内容的には区別しながらも、それを執行府に付与した。かくて条約締結は、立法権の法的支配がらのがれ、執行府＝君主の自由にゆだねられた。⁽³⁾ モンテスキューも、この点ではロックと軌を一にする。ルソーによれば、条約の締結は「主権の行為ではなく、政府の行為である」。それは、政府の権限に属する。⁽⁴⁾ 近代革命期の思想家のこうした思惟の根拠や意義についてはあれな⁽⁵⁾。しかし、条約締結権を執行府のみに帰属せしめる体制は、その後次第に克服されていくであろう。

一方、ミルキー・ゲシェヴィッチは、「国家と市民との間の分離」が存在していたアンシャン・レジームにおいては、「君主の意思が絶対的であつたので、憲法違反の条約もなければ、又国際法と矛盾する可能性のある憲法的規律といふものもない。君主は常に条約を優位におく」ことができたので、条約の国内的効力は決して問題とされない」と指摘する。前掲「国際憲法」八九頁。

[1]、この法諺は、W. Blakston が、その著 Commentaries of the law of England (1765) で述べたものと云われる。その意味は、「イギリスの認める国際慣習法が、イギリス国内において、当然 common law としての効力をもつゝを認めたもの」であるといわれている。

[1]、Lock, J, Two treatises of civil government, § 145～§ 148. 国家の「外において公衆の安全と利害を処理する権力」たる連合権は、「社会の国内憲法をその社会の内の各部に執行する権力」たる執行権と、「それ自体においては全く別のもの」である。

その根拠を、ロックは、國際社會が自然狀態にあり、國家（共同社會）は「自然狀態における一團体」（一四五）である」といふ。そうした自然狀態に対処する連合權の関する事項は、「……外國人の諸々の行動と諸々の計画や利害の變化に左右されるところが大きいゆえ、大部分は、この權力を委任された人々の思慮に委ねられ、彼らの最善の手腕をもつて處理されねばならない」（一四七）。しかして連合權と執行權は、「常に殆んど結合され」（一四七）、「分離して同時に異なる人々の手中に委ねることとは殆んど不可能」（一四八）である。何となれば「両權ともその実行のためには社會の（武）力を必要とするが、國家の（武）力を、異つたしかも從属關係に立たないものの手中に委ねることは殆んど実行不可能であり、執行權と連合權とが別々に行動する人々に委ねられ、そのために公の（武）力が別々の統帥に服することとなり、いつかは混亂と破壊を招きかねない」（一四八）からである。ロックは、名譽革命によつて出現した制限君主制に理論的基礎を与えるとともに、國際社會を自然狀態になぞらえることによつて、英國憲政史上確立した議会の最高性から、君主の外交大權を防衛したものと考えられる。なお深瀬忠一「フランス憲法史における條約と国内法」法学会論集、第七卷第二号、参照。

四、Montesquieu, *l'Esprit des lois*, livre XI, chapitre 6. 「モンテスキューにおける條約締結作用は、結局、國王國有の專權に屬し、立法府の法律的・政治的統制から全体に独立している。すなわち、立法作用におけるが」とき事實上の協働の必要すら排除されないと解すべきであろう。それは法律の執行 magistrature の作用ではなく、法律の束縛から自由な統治 gouvernement の作用である。」深瀬前掲論文。

五、Rousseau, J. J. Lettres écrites de la Montagne, part. II, lettre VII. 條約締結に関して彼の見解を示すこの手紙は、しばしば引用される。「社會契約において確立された原理によれば、通説にもかかわらず、國家間の同盟、宣戰および平和條約は、主權の行為ではなく、政府の行為であるとみられてくる。」この感情は、政治的權利の眞の諸原理をもつともよく知っている諸国民の慣習にふさわしい。權力の対外的行使は國民に認められない。國家の重大方針は國民の能力の外にある。そこでは、この点について國民より通曉していく、祖国に対して不利な條約を結ぶべくもない元首に信頼しなければならない。秩序は、國民が对外的な輝きをすべて元首にゆだねて、専ら實際的なものに結びつくことを要求している。市民にとって本質的に重要なのは、内における法律の遵守、財産の所有、個人の安全である。これらの三点についてすべてがうまくいくかぎり、外國と商議し契約することは、内閣 conseils に任せながら、もじるゝ危険がやつてくるのは、そんなところからではない」。ルソーは、ロックやモンテスキューと異つて、その國民主權主義的傾向が一そつ強力である。彼においては、立法權は主權とほぼ同義語であり、執行權は、立法權の強い管理的統制の下に立つ。したがつて、外交權についての右の態度は、この傾向と矛盾する。ミルキ

ース・ゲッエヴィッチは、その理由を、ルソーが「対外政策と市民の自由」との密接な関係を理解しなかつたためであるとしている（前掲「国際憲法」九〇頁）。しかしながら問題は残るであらう。

六、彼らがこうした思惟に達した理由は、彼らが条約を元首間の政治契約と解していたこと、また国内的にも当時国王の外交大権が疑いえぬものとされていたことによるという指摘もある。くわしくは、深瀬前掲論文参照。

b、承認が国内立法的意味をもつ段階

近代立憲制の成立にともない、条約締結権に対する議会の参与が次第に行われるようになるが、まずそれは、三権分立原理にもとづきつつ、国民代表たる立法権保護の意味をもつ。すなわちここでは、締結権はなお執行府にあるも、国際条約が単なる国家間の契約であるような状態から、次第に国内生活における国民の権利義務や国民の政治的利害に直接的に関係していくようになると、そうした性質や内容をもつ、いわゆる立法的条約(七)について、ひろく立法府の関与を認めるようになる。この立法府の関与は、条約の締結それ自体に対するものではない。条約締結にともなって、国内法の創設や変更、あるいは国民の権利義務の変更をもたらす場合、その条約を国内的に執行するための立法的行為（すなわち条約の国内法的効果を宣言する行為または条約を国内法に変型する行為）たる意味をもつ。条約が国内立法的意味ないし性質をもつ場合、三権分立の見地から立法府の参与が必要とされる。こうした意味あいからの条約締結権（執行府の）に対する統制であるといえる。もつとも、条約の締結は本質的に、国内的には一つの立法と考えるべきであるから、この意味での立法権の参与は当然であるといえよう。いずれにせよ、ある種の条約の国内的実施に対する立法的統制としては、いくつかの国の憲法規律や憲法慣習に見出されるところである。

イギリスでは、議会の承認が「条約の国内実施のための要請であつて、条約締結に対する議会の参加ではない」とするマクネアの説がほぼ通説である。^(八)また、判例は「条約の締結は行政行為 an executive act であるが、しかし条約の履行については、それが現存の国内法の変更をともなう場合、立法的行為 a legislative act を必要とするとい

うことは確立した原則である」として^(九)いる。より一切の条約がこの原則の適用を受けるのではない。ただイギリスでは、一定の条約について、Act of Parliament としてなされる議会の同意が要求されるのである。国際慣習法をそのまま英國法 common law として認める前述の原則に対し、この原則は、条約の国内法化については議会の承認を要求するものであると解される。

成文憲法典をもつ国において、議会の承認を条約国内法化の要件とする典型的な例は、ベルギーに見出される。一八三一年のベルギー王国憲法第六八条二項は「通商条約、及び国に負担を課し、又はベルギー国民を個人的に拘束すべき条約は、両議院の同意をえなければその効力を有しない」と規定する。「その効力を有しない」とは、学説上の争いはあるにしても少くとも慣行上は、条約が国際法上有効に成立しないという意味でなく、国内法上有効に成立しないという意味に解されてくる。すなわち議会の承認は、「国王の国際的事項に関する権限を制限するものではなく、ただ条約を国内に合法的に執行するため必要な同意(approval) だとみなされてくる」。さらに判例はもう一步進んで、承認が条約の国内的執行を国王に許容するだけではなく、「条約を法律に変型する」、したがって「条約をベルギーの法律の数に加える」効力をもつとしているとも報告されてくる。

議会の承認が条約に（それが国内法に変型するのか否かは別としても、少くとも）国内的執行力を付与する条件だといわれる例は、イギリス、ベルギー型の憲法以外では、からずしも明白でない。ただ、議会の承認が、後述するような執行府に批准を授権する性質をもつと同時に、その国内的執行力を付与する条件ともなる例は、ワイマール憲法、ボン憲法、スイス憲法などにもみられるところである。⁽¹⁰⁾また、最近の多くの憲法にみられるように、条約の国内での実施が別段他の立法を要しないで行われる血のこわゆる条約の self executing な効力を明文上規定した場合⁽¹¹⁾どうなるのか。この場合、self executing treaties の範囲⁽¹²⁾も not self executing treaties との間の国内法的な効力関

係の問題が、それぞれの国において問題となる。ただ条約の self executory な性質を承認した以上、議会の承認は条約の国際法上の成立要件にのみ関係してくるのではないか。例えばフランスの場合、かなり明らかに認められる（後述）。むしろこの場合、議会の承認と条約の国内的執行が一致したのだとする見解も生ずるであらう。（111）

以上、主としてイギリス、ベルギー等にみられる慣行は、条約が国内法的効力をもつたためには立法機関たる議会の承認を必要とするという意味での承認権である。したがつてこゝでは、条約はそれ自体としては国家を拘束するにすぎず、国民なし国内裁判所に対する拘束は条約本来のものでないという考え方がかくされてくる。いずれにせよ、国内的に執行されるべき内容をもつある種の条約は、国内的には一つの立法行為（条約が国内法に変型されるか否かは別としてゆ）なのである。立法権保護といふのは、國民主権の原理から、政府の（条約締結）行為に、國民が直接的に拘束されないとこゝらんことである。

七、「立法的条約」という用語は、国際法的、国内法的二様の意味に用いられてゐるようである。国際法的には、多数間条約であつて、いわゆる国際立法たる意義をもつものを指す。国内法的には、一国の国内立法に關係してくる条約を指す。こゝでは、もちろん後者である。しかし、国内的な立法条約といつても、その内容は各國で一致していない。大凡のところ次のようなもののが含まれるであらう。(1)個人の権利・義務に直接関係する条約、(2)国内法を変更する条約、(3)國家が財政的負担を受ける条約、(4)領域の割譲を含む条約。しかし、承認を要する条約の範囲を憲法上明記する場合（フランス）、いふした類別は必要でなくなる。

八、McNair, *The Law of Treaties*, p. 13. 経塚作太郎「条約の国内実施および適用をめぐる若干の問題」国際法外交雑誌第五六

卷一号

九、Attorney-General for Canada V. Attorney-General for Ontario case, British Empire, Juridical Committee of Privy Council, 1937.

10、McNairによれば、承認を要する条約の範囲は、(1)英国内で実施および適用されるために裁判所で施行されてゐる法律に変更または追加をする条約、(2)英国内に適用されるために、国王が以前有していなかつた新しい権能を得ることを必要とする条約、(3)(4)英國に直接又は継続的な財政的負担を及ぼす条約、である。The law of Treaties pp. 13~22.

一一、芦部信喜「条約の締結と国会の承認権」「(現代国際法の課題)所収)四八七~八頁。

一一、例えば、Lepeschkin V. Upper Court of Zürich and Gosweiler & Co. に関するスイス連邦裁判所判決(一九一一年)は、次の如く述べる。「連邦議会における条約の承認は、法的に一つの意味をもつ。一方でそれは、国際法上条約がスイスに拘束力を生ずるに必要な同意を与える連邦議会(政府)に批准手続の実行を許可する。他方でそれは、条約の内容に法律の効力を与え、国家機関と市民に対する拘束力を宣言する」ことを意味する]。William G. Rice, *The Position of International Treaties in Swiss Law*, A. J. I. L., October 1952, p. 657.

一三、芦部前掲論文四九一頁参照。

c、承認が批准の授権および条約自体の効力発生要件とみなされる段階

この段階では、國民主権にもとづく立法権保護の要請のほかに、対外作用の民主的統制の政治的要請が付加される。すなわち、秘密条約の廃止、外交の民主化等にみられる対外作用の民主的統制の中でも、そのよりとも重要なものとして、条約の締結に対する国民的統制の要請が強まる。その原因は、国際条約が国家だけでなく、国家と不可分にある国民の直接的利害に關係してくること、このことから派生して、条約は国家を拘束するだけでなく、国民をも拘束せざるをえないことにある。条約は、国際法的な効果をもつだけでなく、それ自体国内法的な効果をもつことが必然的に認識される。このようにして、一面では条約締結の民主的統制という政治的要請と、他面で条約が國家の内外で効力を發揮せざるをえないという法律的要請とが加重される。これらの条件の下で、執行府の条約締結権に対する議会の承認権は、条約の国内的実施のための承認(国内立法的意味をもつ)を意味するだけでなく、さらに条約締結そのものの参与という意義をもつにいたる。この過程でまず、議会の条約承認権は、執行府に対する条約締結の許可である。法的には、それは執行府に対する批准の授権である。条約承認は元首に批准を授権する行為であり、そのことによつて条約締結への国民的統制は一そく高められる。次いで、右の結果として、それは国際法上の国家の条約締結

意思形成（後述）への参加という意義をもつにいたる。条約締結のための国家意思形成過程の一部を議会が積極的にになうことによって、条約締結への管督的統制たる機能をも果しうるであろう。^(一四) かくてそれはまた、条約自体の効力発生要件とする法意識にまで高められる。何となれば、承認を欠く条約（違憲条約）は、国家の正当な締結意思なくして締結された条約だからである。以上のことは、現実の憲法規定の中で検証されるであろうか。

フランス一八七五年憲法^(一五)の下で通説は、承認が「条約を……国内法秩序に適用させるという意味をもつ同意 *approbation* ではなく、条約の批准を元首に授權する *autoriser* 行為」であると解した。^(一六) 第四共和制憲法は、「外交条約にして適法に批准され且つ公表 *Publication* されたものは、フランス国内法に反する場合でも、法律的効力を有する。その適用を保障するための立法措置は、その批准を確保する立法以外にこれを必要としない」（第一一六条）として、一切の条約（承認を要しない条約も含む）の *self executory* な効力を定めるとともに、国際組織に関する条約、フランス国内法を変更する条約など一定の条約について、「法律によって批准された後でなければ確定しない」（第二七条）とする批准条項を含んでいた。一切の条約が、承認の有無にかかわりなく国内法的効力をもつので、承認は、条約の国内的執行の条件ではない。それはやはり、「大統領に批准を授權する *habiliter* 行為」である。^(一七) 一八一五年オランダ王国憲法は、前述ベルギー憲法の系列に属するが、なお「条約は、国会の承認を得ないときは、批准されず、かつ、効力を生じない」（第六〇条三項）と規定して、承認を批准ならびに効力発生の本質的な条件としている。承認が批准への授権を意味するのか、それとも国内的執行のための条件にすぎないのかということは、これらの国以外において、憲法規定の上からだけでは必ずしも明白でない場合が多い。前述のワイマール憲法、ボン憲法の場合は、明文規定の上からというより、慣行上右の二つの性質をもつていると解されていたにすぎない。しかし、フランス憲法をはじめ最近の多くの憲法のように「正規に批准された条約の国内法秩序における直接的適用の明文をおき、もしくはその

思想に立脚する国においては、条約の承認は、まず条約の批准を元首（政府）に授権する性質をもつ」という指摘は、論理的に首肯しうるところである。^(一九)

そこで議会の条約承認行為の有無が条約の効力発生要件であるかということは、各国憲法典の分析からは直ちに決定されない。といふのは、条約の効力の問題は、本質的には国際法上の問題だからである。しかし国内憲法の立場から、承認を欠く条約の効力を拒否する法意識をくみとることはできるであろう。アメリカ合衆国憲法は、「大統領は、上院の助言に従い、その承認をえて、条約を締結する権限を有する」（第二条第二節第二項）と規定する。上院が承認を拒否すれば、大統領はその条約を批准できない。しかし、上院の拒否により直ちに条約が成立しないのではなく、大統領がその条約を批准できない旨通告することによつて条約に不成立になる。大統領が条約締結権者であることは明文上に明らかである。しかしこのことは解釈上の論理的操作であつて、上院が拒否した以上、大統領は条約を批准できぬ。したがつて条約は成立しない点にかわりはない。その政治的効果は、議会の承認を条約の締結行為の一環とみることと変りはない。ニコルソンは、アメリカのヴエルサイユ条約否認について、次のように指摘する。この否認は「ヨーロッパに大きな効果をもたらすこととなつた。このために講和の取決めは混乱したが、このおかげで、他の諸国では、批准という形式の中に、（外交の）民主的統制の解決のあることを明確に認識したのである」と。ヴエルサイユ条約締結の否認は、上院の拒否行為が条約を有効に成立せしめないとする法意識に裏付けられていたことは明白であろう。

各国憲法規定や憲法慣習から、議会の条約承認権をして条約締結意思形成の要件（したがつて条約の効力発生の要件）だとする原則をひきだすことは、多少の困難をともなう。しかしそれへの歴史的発展の方向を指摘することはできるのである。

一四、本文で述べたことは、論理的な発展として認められるにすぎないのであって、現実には、この論理にしたがつてスムースに発展してきたわけではない。「外交の民主的統制はデモクラシー理論の当然の要請である」(岡義武、「国際政治史」三三一頁)。しかし、内政における議会制度の発展に比較して、外交に対する議会の民主的統制は、じわじわしく立ちおくれている。少くともヨーロッパでは、その主張なり運動は存在したにしても、制度としては、二十世紀にいたるまで、殆んど見るべきものがなかったといつてよい。ただアメリカ憲法(第二条)、画期的なものであり、その下で上院のヴュルサイユ条約の拒否は、この問題に一つのハッピーを与えたものと考えられる(後述)。しかし、ヴィッシャーも指摘するように、議会の統制を受けない行政協定executive agreementの制度を発展させる傾向も、憲法の条文は条約の形成をほとんど完全に民主化したのに、事実はやれど反対の傾向を現出せりとは見逃せない。P. de Visscher, *Les tendances internationales des constitutions modernes*, Recueil des Cours, t. 80, 1950, pp. 536~37.

一五、*Loi constitutionnelle du 16 juillet 1875 sur les rapports des Pouvoirs publics*, § 8. 「共和国大統領は、条約を商議し批准する。大統領は、国家の利益と安全の許すかあり、すみやかに両院にこれを報告する。講和条約・通商条約・国の財政に負担をもたらす条約・在外フランス人の身分および財産に関する条約は、両院の議決を経た後でなければ確定しない。領土の割譲、交換および取得は、法律によつなければなれぬ。」

一六、芦部前掲論文四九〇頁。しかし実際には、一八七八年のベルリン条約、一八九三年の露仏同盟条約など、いずれも議会には報告されず、実際には秘密条約であった。

一七、芦部前掲論文、四九〇頁。

一八、P. de Visscher, op. cit., p. 101.

一九、芦部前掲論文、四九一頁。

二〇、Harold Nicolson, *Diplomacy*, 2nd ed. 1950, p. 88.

III、違憲手続による条約の効力

国内的手続に反する条約の国際法的効力の問題は、「本来国際法上の問題であり、実定国際法の解釈の問題」として取上げるべき問題⁽¹⁾である。しかし条約が国家間の合意にむすぶのである以上、この問題は、各国の国内憲法

における条約締結手続と無関係ではない。前節でみたように、条約承認権は、単に条約の国内的執行の条件たる性質をもつのではないか、条約締結行為への議会の関与たる性質をもつ。条約の締結はもはや元首＝執行府の専権的行為ではなく、執行府＝政府と議会の共同行為である。かくて条約締結の民主的統制を実現する方向へ発展しつつあることが看取された。このことは、実定国際法の解釈とどう関連するのか。以下その点をみておきたい。

前述のように、条約は国家間の合意にもとづく。ゆえに、この合意の背後には、国家の条約締結意思の存在が前提されていなければならぬ。国家意思が存在しない以上、合意自体が無意味となるであろう。すなわち、合意が成立するためには、個々の国で条約締結意思が有効に成立していなければならぬ。ところで（一定の内容で）条約を締結するか否かは、国家の自由である。この自由がたとえ形式的であっても、この自由を否定する国際法は、明らかに存在しない^(二)。条約の締結自体が自由であるならば、当然に条約締結意思の形成も自由であり、またそのための手続も国家が自由に定めうる筈である。条約締結のための国家意思を如何にして決定するかは、明らかに国家自身の問題であつて、国際法の関与する問題ではない。各国家は、その国内法（憲法）において、国家の条約締結意思の形成手続（方式）を自由に定めうる。その手続にしたがつて形成された国家意思を基盤にして、はじめて国際的合意が可能であり、条約が成立する。そうでなければ、元来主権国家の存在を前提し、そうした国家相互間の合意にもとづいて妥当しているという近代国際法の基本的性格とも矛盾せざるをえない。何れにせよ、条約締結の国内的手続をその国家意思形成手続だとみるかぎり、国内的手續は、条約成立の必要にして不可欠な要件であるといわなければならない。かくて「……とくにそれ（国家の意思形成方式の自由——引用者）を否定する国際法規の存在が証明されなければ、国際法は国家に対し条約締結のための国家意思の形成方式一般を委任したとみるべきであつて、条約締結権者が条約締結のため憲法法上要求されている手續をふまなかつたならば、条約締結のための国家意思が十分に形成されなかつたもの

として、条約は有効に成立し得ない」という主張が可能なのである。国家の条約締結意思形成方式の自由を否定する国際法規については、その存在が証明されないとじうより、むしろその不存在が論証されることは前述のとおりである。

以上のように、國家の条約締結意思形成方式が原則として国内法の問題であることが承認されるならば、国内憲法における承認権の国際法上の意義は一そく明白となるであろう。国内的承認が条約締結手続への積極的参加とじう発展の方向を着実にたどるならば、国際法の側からも、この事実を受容しなければならない。国連憲章第一一〇条一項は、「この憲章は署名国によつてそれぞれの憲法上の手続に従つて批准されなければならない」と規定する。これと同旨の規定は、今日他の多くの条約にもみられるところである。これらの規定は、条約成立要件として国内的手續を要求したものと解される。それは署名された条約の批准義務を課したものではない。^(四) 批准といふ行為は、元来締結権者たる元首が自ら条約に署名することのまれであった時代に、元首の代理たる全権委員が署名した条約を、元首が事後に確認する行為であった。だから全権委員の行為が政府の訓令の範囲を逸脱しないかぎり、その署名した条約を、元首は批准しなければならなかつた。しかるに議会の承認権にもとづく条約承認権への民主的統制が発展するにつれて、従来のこうした慣行は意義を失つた。^(五) 批准と議会の承認との関係は、現代国際法のもとでは統一的に理解されなければならない。承認を欠く批准は、無効な意思表示であつて、条約を有効に成立させない。かくて、条約締結のための国内的手続は、条約成立のための、充分ではないが必要な要件である。これを欠いては、条約は有効に成立しない。「元首またはその全権委員が、憲法上の制限をこえて締結した条約は、眞の条約 real treaties ではない。なぜなら、全権はその権限を逸脱して条約を締結するからである。」^(六) こうした見解は、現在ではむしろ通説であるといえよう。

一、田畠茂二郎、前掲論文、二六六頁。

「周知のように、國際法においては、全権委員など個人に対する強制は、条約を有効に成立させないが、國家そのものに対する強制は、条約を有効に成立させる。このことが国内法において、個人間の契約に強制の認められないのとしばしば比較される。しかし、事実上の強制が認められても、法律的には、条約を締結しない自由の存在は否定されないであろう。また、一般に強制による条約が有効だとしても、一方の国の国内的手続に反して強制された条約の効力までを肯定する論拠とはならないだろう。

そのうえ國際法で、強制による条約の有効性の認められるのは、戦争が一般的に強制の合法的手段と認められていたからである。しかし、国連連盟規約、戦争放棄に関する条約、国連憲章などによれば、一定の戦争が禁止されるようになると、強制の効果を否認する」とが次第に認められるようになる。L. Oppenheim, International Law, 7th. ed. by, H. Lauterpacht, 1948, Vol. I. pp. 802~3.

二、田畠前掲論文、二七九一八〇頁。

四、だから、その条約の執行を確保するためにもうけられた規定ではない。しかし、国内的手続を条約の成立要件にすると同時に、国家をして条約義務を履行せしむるため、条約の国内的執行を可能ならしめる規定だと解することを妨げるものではない。Copernican, L. は、国連憲章第一一〇条一項について、「条約の国内的施行は、ある意味で、自動的に批准手続の要素となるであらう。……その結果、諸国家の法において单一の批准手続が同時に条約の締結とその実施に役立つてゐる。また、なお二つの問題（条約の締結とその国内実施）の間に区別を設けている国家の法は、次第にその区別をすてつつある」と指摘する。L'Organization des Nations Unies, I. 1947, p. 109,

五、いふた慣行は、「過去がいの反覆として、消えずどもはやめな」。常設國際司法裁判決集、第二号、五七頁。

六、L. Oppenheim, op. cit. p. 799.

七、第一節、註七参照。See, Oppenheim, op. cit. p. 799. comment 4. なお手続的違憲条約の効力について、学説上、いわゆる「周知の制限」の理論が問題となる。この理論は、実際問題として、ある意味で、より重要性をもつともいえよう。それによれば、憲法上の条約締結手續が、常に明白やあくまでもうわけではなく、その解釈が争われる場合も少くない。特に相手国にとって、憲法規定を常に明確に知りうるとはいえない。そりや、手続的違憲条約が無効だとしても、それは違憲性が明白な（相手国にとって）場合に限られる。すなわち憲法の規定上、周知の制限に反して締結された場合にだけ、条約の無効性が認められる。そうした制限とは、「國際法の規定に反しないかたちで国家が利用する」とのできる調査方法によって一般に知られたる制限」（P.

de Visscher, op. cit. pp. 271～2)をいう。だから、憲法上の条約締結手続が「周知の *notoire*」ものでない場合、たとえ、憲法規定に反して締結されても条約は有効である。この場合、「周知の」程度以上に相手国の憲法を調査し、その違憲性を確認するならば、国際法上内政干渉の問題をひきおこす。これが「周知の制限」の理論である。しかし、何が「周知の」ものであるかに客観的な基準はなく、この問題をやむむりとは、かえって混乱をひきおこすことになりかねないとと思う。ただ、この理論を主張する学者は、原則的に手続的違憲条約を無効としながら、例外的に有効な場合のあることを認めるのである。

四、憲法を変更する条約の締結手続とその効力

国内憲法上の手続をへて国家の条約締結意思が正式に決定され、この国家意思を基盤にして、国際法上の合意確定手続が完全に充足されるならば、条約は有効に成立する。この場合、その条約の内容が何であるかといふことは、問題にならない。したがつて、条約が憲法の規定内容と抵触しても、条約は条約として有効に成立していく。内容的違憲条約は、国際法上有効である。これが前述したように、今日国際法上確立した原則である。たしかに内容的違憲条約については、学説として積極的な無効論⁽¹⁾がほとんど存在しない。やつとも広い意味では国内法優位説は別であるが、これは今日おそらく流行らない議論である。⁽²⁾また国内裁判所では条約と憲法との抵触問題を、act of state（イギリス）' political questions（アメリカ）' acte de gouvernement（フランス）として裁判所の管轄権から除外し、問題を回避する傾向にある（後述、第五節の註三参照）。判例もあまりない。ただアメリカの判例では、違憲条約を無効とする付隨意見はしばしば示されたが、実際に条約が違憲であるとされた例は存在しない。

さて、右の点からみて、内容的違憲条約の国際法的有効性は全く争えないものであろうか。以下若干の疑問を提出してみたい。

まず、手続的違憲条約も内容的違憲条約も、共に違憲条約であることに変りはない。しかるに、その国際法的効力

が、前者については否定されるのに、後者については肯定されるところ区別を立てることが妥当であるだらうが。区別されなければならぬとしたら、更にその理由が積極的に提示される必要があるのではないか。そして積極的理由が発見されないとしたら、区別するひと自身が妥当といえないのではないか。「通説が内容的違憲条約の効力を認めつつ、手続的違憲条約の効力を否認するのは、法的に何ら根拠がない」とする主張は、丁度逆の関係であるが、論理としては首肯されてよろしく思ふ。条約義務不履行の援用を禁止する先の原則を認めるなら、実質的に両者共その不履行の理由に国内法を援用する点にかわりはない。そして今日、手續的違憲条約の効力を否認する説の方が、むしろ通常説とされることは前述した。

「い」の点で、Chailley, op. cit. は、ほとんど唯一の例外といつてよいであろう。彼は、条約の効力が、国際法より、国内法によつて決定されるところの立場にたつ。

「い」国内法優位説としては、国家権力に上位する法としての国際法の存在そのものを否認する説、(G. Burdeau, *Traité de Science Politique*) や、条約の効力の根拠が国家の自己拘束の意思(イニシネク)、または条約締結国の憲法(の条約締結に対する授権規定)による(ヴァンショル)として、条約が憲法に優先しなさいとを主張する説、(G. Jellinek, *Die rechtliche Natur der Staatenverträge*, M. Wenzel, *Juristische Grundprobleme*) がある。後者、特にヴァンショルの説は従々、「条約=国際法はその効力において国内法と異なるがなく、国家の数だけ国際法が存在する」といはれる。それ自体としては法概念的な理論じゃあないと言えよう。渡辺宗太郎「憲法と条約との効力関係」(「統憲法の基本問題」所収) 参照。

「ii」 Terlinden V. Ames, 184 U. S. 270 (1901) やチハ・イス判事は、条約の違憲が非常に明白な場合 a very clear case 無効だとした。その他の Missouri V. Holland, 252 U. S. 416 (1920), Asakura V. Seattle, 265 U. S. 322 (1924) Ware V. Hilton, 1796, U. S. V. Pink, (1952) も同様。また、ブリッカーアムデンド Bricker Amendment の名で知られる、一九五二～四年の上院における憲法修正案は、憲法に抵触する条約の効力を否認する条項を、現行憲法に加えようとするものであった。その提案者の意図は、「憲法が条約に優先することを明めかにする」ことであったといわれている。この修正は遂に実現しなかつた。ただ、憲法と条約との効力関係についてだけいえば、この修正条項を入れなくても、裁判所は違憲条約の無効は、アメリカでは前述の如く少ながらぬ判例が存在するのである。ただ Political questions の理論で、実際に無効を宣稱したことがないというにすれ

ない。久保田きぬ子「ブリッカーリ修訂」国家学会雑誌第六八卷十一・十二号参照。

四、Hendry, Treatise and Federal Constitution 1955, p. 148, p. 154.

手続的違憲条約と内容的違憲条約の効力については論理的一貫性がなければならぬとしても、後者を前者と同様に無効だと考へることができるであろうか。

国家がいかなる内容で条約を定めるかについて制限はない。国際法的には、いずれかの国の憲法と違うことを定めてはならないといふ制約は存在しないし、また国内的にも、違憲の条約を締結すべきか否かは、窮屈的には政治問題であつて、法律問題ではない。つまり、国家が違憲の条約を締結することは自由である。しかし、その際注意すべきことは、違憲の条約を締結することが、事実上憲法の変更をもたらすといふことである。もし国家が条約上の義務を免れるために憲法の条項を援用しないといふ先の原則を承認するならば、国家は、憲法を破らないかぎり、条約上の義務不履行の国家責任を免かることはできない。逆にいえば、条約義務を履行するためには、憲法を破るかまたは変更するほかない。この場合、憲法破壊が許されないものとすれば、憲法を変更するほかない。もつともこのことから、前述の常設国際司法裁判所のように、国家の憲法変更義務が生ずるとするには、論理の飛躍である。憲法を変更するほかないといつても、変更義務が国際法上国家に課せられるといふためには、そのこと自体が別に証明されなければならない。その証明は不可能であろう。かくて直ちに変更義務が生じないにしても、違憲条約の締結によつて、事実上憲法の条項の変更が生じてくることは避けられない。ところで、憲法の変更は原則として憲法改正手続による憲法の改正によつてなされる。もつとも各国の憲法秩序は、固定的な成文憲法規定によつてのみ定まるのではない。

それは一つの「生ける秩序」である。だから、慣習憲法はもとよりのこと、成文憲法典においても例えば憲法解釈の問題をめぐつて、憲法改正によらない憲法の変遷の認められなければならぬこともあろう。しかしこの問題は極め

て厳格に解さるべきであつて、憲法の変遷の理論を違憲条約の問題にまで拡大することは妥当ではない。そうするとこの場合、憲法の変更は憲法の改正によらなければならない。憲法の改正は、憲法制定権力における国家意思の変更、つまり国家の主権的意思の変更である。国家が違憲条約を締結することは自由であるとしても、それが結果的に国家の主権的意思を変更するものならば、このことから直接的に、次の問題が派生する。すなわち、憲法の内容を変更する条約を締結するためには、通常の条約締結手続で足りるのか、それともそれだけでは充分でなく、さらに憲法改正を必要とするのではないか。つまり、憲法改正という主権的意思が正式に成立しなければ、内容的違憲条約は締結されるべきではないのではないかということである。この問題について興味があるのは、第四共和制憲法下で、EDC条約批准をめぐつてフランスの公法学者の間に起つた論争である。^(五)

この論争の前提是、EDC条約がフランスの主権を制限し、共和国憲法を変更するか否かということにあつた。論争の口火を切つたパリ大学六人の公法学者は、多くの点から検証しつゝ、「歐州防衛共同体（C E D）を創設する条約の主要な規定は、フランスの憲法秩序 *le statut constitutionnel* とともに、一九四六年十月二七日の憲法の多数の規定を変更するものであり、またその意味でそれらはフランス憲法に反するものである」とする。ところでこれらの学者の見解によれば、「憲法の改正をもたらす *porte*、或は含む *implique*、或は前提する *suppose* すべての法律」は、憲法第十一章の憲法改正手続によらなければならぬ。この点で通常の法律の制定改廃とは異なる。「これらの条件の下で、もし外交上の条約によつて通常の法律を修正するためには、第二七条（条約締結手続を定めた条項、一定の条約について法律 *loi* による批准を要求する）に基いて、共和国大統領に右条約の批准の権限を認める通常の法律 les lois ordinaires で充分だとすれば、同様な手段で憲法を変更するためには、その批准の承認に憲法的法律 *les lois constitutionnelles* を必要としないであろうか。修正せられる法律のあり性質と地位の一重性に対しては、条約による修

正をゆるす法律についても同様なその性質と地位の一重性が、必然的に照応しなくてはならない。ちなみに、第一一七条は法律による批准を要求するけれども、その法律が *les lois ordinaires* であるべきが *les lois constitutionnelles* であるべきかについて定めていない。したがつて、それを *les lois ordinaires* と読まなければならぬ根拠はないのである。このように EDC 条約はフランス憲法の条項を変更するが、それを「正規に採択することを許す手続」は存在する。この手続は、「憲法自身がその本来の修正のために予定している手続、すなわち憲法改正の手続」である。憲法制定権力のみが、憲法を改正し、またその改正を認めることができぬ。「パリ条約の批准が正規に有効なものであるためには、憲法的法律によって、それが承認されなくてはならない。その他の場合でこの条約の採択を主張することは、憲法違反となろう」。以上が超憲法的条約の批准に憲法の改正を要求する主張の概要である。^(七) この主張に反対する学者は、まず EDC 条約が特殊な場合でないことを指摘する。近年多くの条約が、多かれ少なかれ国内憲法を変更し、特に国家主権を制限する内容を含んでゐる。国際連盟規約しかり、国連憲章しかり、NATO 条約しかりである。^(八) ところで、フランス憲法は、「これらすべての条約に対して一つの批准手続を用意している。それは共和国大統領の手中にある」。ある場合大統領は批准を行うために、承認を得なくてはならないが、この承認を与える法律は通常の法律 *la loi ordinaire* 以外のものではない。つまり憲法的法律を必要としない。次に、「条約はそれ自体として法的効力をもつてゐる。その規範は条約が支配する国際社会の個人に直接に適用される。条約はそれと矛盾するすべてのものを自動的に排除 *abroge* し、国内法秩序に受容される *introduit* 必要はない」と主張する。この見解が一般的な国際法優位説に底堅ざれてゐるのはどうまでもない。また憲法第一六条、二八条が、国際法優位を定めたか否かは別として、条約に *self-executory* な効力を認めた点は前述のとおりであつて、この見解とも一致する。しかしこの論争には、奇妙なくいちがいがあるようと思われる。この論争の紹介者の一人である高野教授は、「ひにまさに条約の締結手

続と条約の国内的効力というものが、ダイレクトに対決して論ぜられている」と指摘される。果してそうであろうか。

違憲条約の承認に憲法改正の必要性を認めない一群の学者が、国際法優位の立場に立つことは前述した。「条約の違憲性といふような観念はおよそ考えられないものである」(Georges Scelle)、「国際法の国内法に対する優位は争われざる原理である」(Louis Delbez)。だから、条約は「……それと矛盾するすべての国内的規定を、それが憲法的規定であつても自動的に排除する。しかもいかなる方法にせよ条文を一致させる必要はない」。ここで論ぜられていることは、確かに条約の国内的効力である。条約が一たん有効に成立したならば、それに矛盾する国内法にかわって、自動的に国内的に執行される。これはフランス憲法の明文上からも正当である。また条約が「国内法に受容される必要はない」という主張も首肯される。しかしこれはあくまで条約成立後の問題である。批准に憲法改正を要求する一連の学者は、そのことを論じてゐるのだろうか。むしろ、憲法改正手続を行なへなければ、違憲条約は国際法上も有効に成的しないということをいつてゐるのではないか。このことは主張の中に明言されてはいない。しかし次の諸点に注意する必要がある。まずEDC条約は、次のような批准条項を含んでいた。「各加盟国の憲法上の規定にしたがつて、この条約は批准され且つその規定は実施される」(131条)、また将来の修正に関しては、「全加盟国がそれぞれ憲法上の規定にしたがつて批准を行つた後に実施せられる」(126条)。これらの学者は、この条項による批准を確保するためには、フランス憲法上いかなる手続が必要かということを論じてゐるのである。だから、批准に必要な憲法上の手続要件を、国際法上条約の成立要件とみていくと推定するに充分な根拠があるといえよう。次に、第四共和制憲法の解釈として、条約の批准に必要な議会の承認が、条約の国内的執行の要件ではなく、条約の効力発生要件とすべきことは既にみた(第二節)。だから、その承認の形式が何であるべきかは、条約成立以前の問題である。条約が成立した以上、承認の有無にかかわりなく(フランス憲法上承認を要する条約と要しない条約の区別がある)国内法的効

力をもつ(第一二六、二八条、この点反対派の説に異論はない)。だから、成立した条約の国内法的効力の問題と条約締結手続の問題とは別個のものである。憲法改正要求派は後者を問題としているのに対し、反対派は前者を問題としている。反対派は、条約が成立した以上、たとえ違憲の条約であってもフランスとフランス国民をそのまま拘束するという。このことから逆に推論して、条約を成立させるために、通常の法律で充分だと主張する。それに対して憲法改正要求派は、そもそも違憲の条約を成立させるためには憲法改正手続による批准が必要だというのである。成立了した条約がフランス国民を拘束しないといつてはいるのではない。

以上EDC論争について、私なりの問題点を提出してみた。EDC条約は、結局国民議会の討議打切りでほうむられたが、この論争は、憲法と条約の関係について、かなり複雑な問題を提示している。手元の資料がないので不明であるが、第五共和制憲法が、次の規定をもうけたことは、結果的にはこの論争が何程か影響し、その中心問題をある程度実定的に解決したものといえよう。その第五四条によれば、「……国際的なとりきめが憲法に反する条項を含むと憲法議会が宣言した場合、その批准または承認は、憲法を改正したあとでなければ許されない」。ここでは、少なくとも、憲法を変更する条約を締結するためには通常の条約締結手続のほかに、憲法を改正する手続が要求されていふ。このことはさらに、一般的に認められるであろうか。もちろんフランスの一例だけから一般的な原則をひき出すことは危険である。しかし論理的な問題として、ある種の結論をひき出すことは可能であろう。

すでに述べたように、当事国の条約締結意思がキズなく形成せられ、その意思にもとづいて、国際的合意が成立した場合に、条約は効力を生ずる。その意味では、内容上の違憲は問題とならないかのようである。しかし、その内容が憲法に抵触するような条約が締結されるためには、憲法をその条約の内容に合致するように変更する国家意思が正式に成立していなければならぬ。この国家意思の決定は、正規の憲法改正手続による憲法の改正によつてのみなしう

る。かくて、憲法が改正されないかぎり、違憲条約が締結されてはならない。憲法改正は、内容的違憲条約を締結するためには必要にして不可欠な国家意思形成手続である。かくてそれはまた条約締結手続でもある。もとよりこの論理は、一般的に承認されてはいない。また憲法改正手続そのものはないイギリスでは、この論理は通用しない。しかし、成文憲法典において厳格な改正手続を定める日本国憲法のようないい場合、条約締結手続をもつて実質上の憲法改正をもたらすおそれのある時、締結権者たる内閣は、条約締結について慎重であるべきはもちろんのこと、その手続においても一そく厳格な手續が課せらるべきではないか。國民主権の法律的原理ならびに外交の民主的統制の要請からも、認めらるべきである。立法論的には、違憲条約の締結手続を明文上規定することが望ましい。しかし、フランス憲法のような明文規定を欠く場合にも、右の法理を認めてよいのではないか。少くとも、この法理の入りこむ余地はあると思う。もつともそのためには、条約締結行為（通常は批准）の完了前に、条約の違憲性を審査し、決定する必要である。裁判所の違憲審査制度のないフランス（条約の違憲性決定権は憲法議会にある）と異つて、日本国憲法の場合、最高裁判所は、憲法の擁護者として、憲法の有権的解釈権ならびに違憲性の実体的審査権を有していると解されるであろう。^(二) ただ、条約に対する違憲性の実体的解釈権を国家のどの機関が有し、かつその内容が如何なるものであるかという問題と、違憲であると決定された条約の締結手続の問題とは、それ自体としては別個の問題である。実際問題としては、後者は前者を前提するが、条約締結手続の問題だけを、論理的に切り離して扱うことは許されるであろう。

違憲条約の締結について、右の点が承認されるなら、その効力についても、一つの論理的な結論を導くことが可能となる。内容的違憲条約は、その実質において手続的違憲条約とかわるところがない。两者とも条約の締結手続の問題である。それは結局手続的違憲条約に帰着される。手續的違憲条約が無効であるならば、同じ理由で内容的違憲条

約も無効である。すなわち、憲法改正手続による国家の主権的意思の変更が決定されないかぎり、その内容が憲法の条項に抵触する条約を締結するための国家意思が充分に形成されないのであって、条約は有効に成立しないといふべきである。

五、この論争は、*Le Monde* 紙上において行われた。論争の内容については、野村敬造「歐州防衛共同体条約批准と違憲性」ジュリスト、六九号、高野雄一「超憲法的条約をめぐるフランス公法学者の論争」国家学会雑誌第六八巻・九・十号を参照にした。

以下引用についていとわらないかぎり主として高野教授の訳にしたがつた。

六、その氏名は次のとおりである。Suzanne Bastid, Georges Burdeau, René Capitant, Charles Eisenmann, Pierre Lampue, Marcel Silbert,

七、やむに彼らは、他の署名国もまだの原理にしだがし、同様に課せられたの問題を解決したいと指摘して、その結論の正当性を主張する。

八、その氏名は、Georges Scelle, Louis Delbez, André Philip である。

九、最近の条約が現実に憲法を変更しているかとどう問題は、本稿に直接関係はないので議論は避ける。しかし条約の内容が憲法を変更するというひとと、主権を制限するところとは別の問題であろう。条約が主権を制限する場合があつても、それが直ちに憲法を変更するにはならない。主権の制限は、国際協調の進んだ最近の国際組織においては、ひらくみられる現象である。国家主権は、常に唯一、最高、絶対のものではない。特に第四憲法のように主権の制限を憲法自身認めている場合（前文）そうである。だからといって違憲条約の締結が自由だとどうひとではないだろう。

一〇、高野雄一、「憲法と条約」国家学会雑誌第七一巻十二号。

一一、日本国憲法第八一条の解釈については、学説の分れるところである。私は、最高裁判所が具体的な事件をとおして個別的審査権だけしかもたないとする説には賛成したい。この意味での審査権は、裁判の属性であり、下級裁判所ももつてゐる。また違憲審査制度の沿革からいっても、それは一般的審査権を意味するのではないか。最高裁判所は第八一条によつて、憲法裁判所たる権限を与えられてゐるものと考える。また、条約に対しても実体的審査権をもつと考える。これらの点については、もちろん別に論じなければならない。

五、違憲条約を無効とするとの国際法的意味

以上私は、条約の効力に関して通説に對する疑問を提してきた。最後に、この疑問が現代国際法秩序においていかなる意味をもつかといふ点にふれておきたい。

技術的な側面からみると、問題は条約ならびに憲法の解釈に関連してくる。憲法改正の手続をとつてからでなければ締結できないとしても、このことからダイレクトに違憲条約の効力を否認することは、論理的には兎に角として、实际上可能なのか。何となれば、現實に条約の違憲性が争われる時は、明らかに抵触する場合ではなく、むしろ両者の解釈に疑義がある場合だからである。結局それは、憲法または条約の解釈問題に帰着することとなろう。この場合、条約締結権者がある条約を違憲と知りつつ締結することはありえないと考えるべきである。なぜなら、締結権者自身当然に憲法に拘束されているからである。したがつて、それが締結されたことは、条約と憲法との間に抵触のないことが有権的に決定されていることを意味する。特に条約締結に国内的承認の制度のある場合、国家の承認によつて条約の違憲性は否定されたと推定されるであろう。⁽¹⁾これは単なる推定にすぎない。しかし、この推定がたとえ法的事実に反するものであつても、条約と憲法との関係で解釈が争われている場合、裁判所をも含めて各級の国家機関は、かかる推定に拘束されるという議論の成立する余地はある。だから、締結前に、ある条約を違憲だと主張してその締結に憲法改正を要求することは意味があるが、締結後については、条約の違憲性は問題とならない。締結後は、右の推定の下に憲法と条約とを一体的に解釈するほかない。これは、条約解釈の法則 rule of contraction といわれているものである。「議会の法律は、他の解釈が許されるかぎり、国際法に違反するものと解釈されてはならない」(Marshall)。この法則は、右の推定を承認するかぎり、議会の法律だけでなく憲法にも適用される。この原則が承認され

れば、たとえ裁判所に条約の解釈権や違憲審査権があると主張されたとしても、事実上ないに等しいこととなる。またこの原則は、political questions の理論の根拠の一つともなるが、この両者が組み合わされると、實際上、条約の違憲性の問題は裁判所の管轄から外され、違憲条約の有効性を認めなければならなくなる。だから、条約の違憲性、したがつて違憲条約の効力の問題は、理論上の興味の問題にすぎないとされる。^(四) 果してそうであるか。

やつとゆきの問題に入る前に、次の点に注意する必要がある。内容的違憲条約が有効であるといつても、それは条約の國際法上の効力についていっているのであって、必ずしも条約の国内法的効力の問題ではない。条約の国内法的効力に目を向けるならば、違憲条約についてそれを否認する学説は少くない。^(五) 私は、条約の国内法的効力の問題と切り離して別個に取り扱うことが妥当かどうかに疑問をもつ。しかし、一応違憲の条約が國內法的には無効だとするならば、国家は条約内容を国内的に執行することも、また条約義務を履行するために国内法律を制定することもできない。このため相手国に対して条約義務を事實上履行できないから、實質的に条約違反を構成する。条約に國際法的・国内法的な効力の分離を認める以上、当然の結果であるといえよう。^(七) しかしこの場合であつても、解決の方法がないといふわけではない。国家が条約義務を履行しない場合、相手国はその条約を一方的に破棄しうる。これは國際法上債務不履行に対して一般に認められた救済手段である。しかもそれは、条約の國際法上の有効性を前提にしているのである。では逆に、國際法上の有効性そのものは否認できることであるのか。理論上違憲条約の國際法上の無効は主張しても、實際上は前述の解釈の問題から、それは主張できることであるのか。

一、周知のように第二砂川事件に関する最高裁判決は、暗にこの論理を援用している。日米安保条約は、「その成立に當つては、時の内閣は憲法の条項に基き、米国と數次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両議院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものである」とも公知の事実である。」昭和三四年一二月一六日、最高裁大法廷判決、(あ)第七一〇号。

11) 'Murry c. Schooner Charming Betsy (1804), 2 Cranch 64, 118, 2L. Ed. 208; Talbot c. Seaman, I Cranch I, 2L. Ed. 15.
11) '周知のよどき' political questions の解説は、アメリカにおける「国際関係についての政治的部門」(立法部と行政部)の決定をば裁判所で問題とすることが許されないとから発生した」といわれてゐる(高柳賢三「司法権の優位」110-11頁)。「わが政府の外交関係の処理は、連邦憲法上行政府と立法府すなわち政治部門にまかせられる。」の政治的な権能の行使の妥当であるかどうかは、司法的審査または判決の客体とはならぬ」(Clarke, J, in Oetjen V. Central Leather Co, 1917.) 国際関係以外の面では、何が political questions であるかに確立された基準はない。しかし、条約に関する問題がりれに属し、裁判所の審査から外されることは確立してゐる。そして本文で述べたように、条約の解釈は、「大統領と上院(政治部門)の決定すべき問題」として、その解釈に従つてきてゐるのである。だから前述(第四節)のように、裁判所は結果的にも条約の実体的審査を回避するわけである。なおイギリスにおける act of state(裁判所は、ある行為が act of state であるか否かの決定権だけをもつ、それが act of state だと決定されれば、それにひいて行政府の解釈にしたがう)や、フランスの act de gouvernement の理論も、本質的に同じであると言えよう。

四、栗山茂「憲法における条約の地位」ショリスト 一九五九・十一・一、一八九号。

五、例えば、田畠茂二郎「国際法」I(法律学全集5)一四五頁、清宮四郎「憲法」I(法律学全集3)三五七頁以下、鈴木安蔵「憲法」(新法律学全集)101頁、鶴飼信成「憲法」岩波全書、108頁など。

六、この場合、そもそも条約の国内法的効力とは何かという問題がある。条約はそれ自体として国内法的効力をもつのか、それとも国内法に変型されるのか。前者の場合、さらに、国際法的効力と別個に国内法的効力が存在するのか。私は、少くともこの見解は妥当でないと思う。条約の国際法的効力を離れて別個に国内法的効力が存在するわけではない。国際法的効力が、条約本来の機能にもとづく不可欠の要素であるなら、国内法的効力は、その不可分な構成部分である。有効に成立した条約は、国家を拘束する。だからその国民をも拘束する。」のことは、「国家とその市民の分離は許しがたい」という認識に裏付けられてゐる。アンシャン・レジームと異へて、」の分離の存在しないのが、少くとも近代市民国家の姿であろう。なお、B. Mirkine-Guetzovich, Droit Constitutionnel International. 富沢・小田訳「国際憲法」八九頁以下参照。また「国家がうけられた権利義務は、実は国家を構成する国民の権利義務にすぎない」Westlake, Chapters on the principles of International Law, 1894. p. 74. 七、次の判例は、条約の一つの効力の分離が事実上困難ないことを示すものである。」の裁判所が条約の明白な条件を無効かの実施不能と宣言する権能を有するならば、国家をしてその約束した言葉の違反を教唆し、相手国に戦争の原因 Causus belli

を与えるのではないかが疑問である」。United State V. Reid. Circuit Court of Appeals, 1934.

条約締結にあたつて、国際法上の手続要件を満たせば、国際的合意そのものは成立する。違憲条約とは、この合意の前段階として要求される国内的手続を満たしていない条約である。その点手続的違憲と内容的違憲との間に相異なことは既に述べた。ところで、条約締結後、一方の国（の憲法裁判所）が条約の違憲性を決定した場合、やはりさかのぼって国際的合意の前提として必要な手續（国内的手續）にキズがあつたと解されなければならぬ。締結手續上のキズが発見された場合、理論上その条約は無効である。ただ一たん締結された条約を無条件に無効にすることは、国際法秩序の面から、実際上の困難が避けられない。しかし、少くとも、条約が違憲である理由ならびにそうした条約締結に必要な国内手續を欠いていた理由を相手国に証明し、その廃止を求めるることは、当然に必要だといえよう。

違憲条約を締結した政府は、そうすることが、国民に対しても義務であるといえはしないか。また相手国がこれに応じない場合、違憲条約を無効なものとして、その一方的破棄も考えられる。また相手国として、一国において違憲と決定された条約に対して、ひき続けてその遵守を強要することは許されないであろう。^(八) ひとことは一見「条約義務を免れるために国内法の条項を援用することはできない」という原則に衝突するようである。この原則は、一切の場合に例外なく適用さるべきであるという程強い合理的な理由があるだろうか。

第一に、この原則の背後には、国内法の条項を条約義務不履行の理由として認めれば、国際法秩序そのものが破壊されるという見解がひそめられている。^(九) しかし、近代国際法そのものが、主権国家の併存という事実を離れて存在しない。国際法は、国家をこえた超越的権力によって国家に課せられたものではなく、複数の国家権力を媒介として成立する「分権化された法」である。国際法秩序は国家主権を無視しえない。この面を無視して、国際的合意という側面からだけで、違憲条約の有効性が避けがたいことであると論証しえるかどうかは疑問である。換言すれば、国際法

秩序が国際法の右のような性質に底堅されている以上、憲法を頂点とする国家の主権的秩序を常に破りうるかどうかは、やはり問題とされなければならない。この点は、現代国際法秩序の構造の問題として基本的に論じなければならない。

第二に、違憲の国際条約の成立する可能性は、現実には確かに存在する。だからこそ、憲法と条約との矛盾を解釈上の操作によつて解決しようとする前述の条約解釈の法則ないし、またこの問題を回避するための political questions の理論の生ずる余地があるのである。特に、個人間の契約と異つて、国際法上条約には、強制による条約が認められている。それは往々にして不平等条約として現われるであろう。また不平等条約が、一方の国の憲法の条項と両立しない形で強制されることも充分に予想される。こうして違憲の条約や不平等条約が、国際法上有効に成立している場合も決して少なくない。しかし、こうしたことが国際法上何の疑念もないといいきれるだろうか。むしろ現実には、特に不平等条約について、その一方的破棄は、しばしば行われている。第二次大戦後、一九五一年のイラン石油国有化宣言、英・エジプト条約破棄、一九五六年のエジプトのスエズ運河国有化宣言など、その典型的な事例である。これらは必らずしも、条約の違憲性が直接に問題となつた事例ではない。しかし、国内的事情にもとづく条約の一方的破棄であつたことは明らかである。だから、一方的破棄が国際法秩序を破壊するという主張は、相互の主権と憲法の条項を尊重して締結された対等の条約についてのみいえるのではないか。少くとも法意識の側面からみるならば、一国の憲法の条項に反する条約を無条件に維持しなければならないということは納得しがたいところである。かりに違憲条約の一方的破棄が国際法秩序を不安定にするとしても、一国の主権を無視し、憲法に反する条約の締結を強要し、その維持を強制することは、それ以上に国際法秩序を破ることになりはしないか。特に、国際関係の緊密度が薄く、各国の憲法の発展がばらばらであった時代と異つて、今日では、憲法の国際化の傾向として指摘されているように、^(一〇)

各国憲法の中に共通の原則ないし思想にもとづく規定がふえてきてゐる（その事例は特に戦争に関する規定に見出される）。そうであればある程、条約締結における憲法の尊重が一そく必要とされるのではないか。この問題は独立した重要なテーマであるので、別に論ぜられる必要があろう。それは別としても、国民の主権と利益を無視し、憲法に反して締結された条約を無効とする法意識は、現代国際法学の領域において、重要な研究テーマとなるであらう。

八、入江啓四郎「国際法の視野より」ジュリスト、一九六〇、一、「砂川事件上告審判決特集」号。ここで入江教授は、違憲条約が国内的に無効であつて、対内的にもこれを実施しえず、これを維持できないという見地から、本文で述べたようなことを指摘される。しかし、この問題は、本来的に国際法上の無効性から構成さるべきであると思う。

九、例えば、田畠茂二郎前掲論文、「もし、合意をとげた条約の効力が、合意の内容となつていない当事国の一方的な国内事情によって左右せられるといふことになれば、国際合意を前提して条約の内容が決定されるという（近代国際法の）一般的な建前そのものが崩れてしまう」。

一〇、B. Mirkin-Guetzvitch, des nouvelles tendances du droit constitutionnel, 1931. pp. 48 ff.

付記、本稿は、前稿「違憲条約の効力にかんする覚書」（「三重法経」第九号）および、憲法・政治学研究会における報告を基礎にして手を加えたものである。特に前稿では、執筆中丁度伊勢湾台風におそれたため、必要な論証を一切はぶいて、骨子だけを述べた。それをおきなう意味も含まれてゐることをひとわつておきたい。

（一九六〇・三・三一）